

一畑バス株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業等に関する規則に基づく「子の看護のための休暇」の取得促進

<対策>

- 令和6年4月～ 育児休業等に関する規則第14条（子の看護のための休暇）の一部有給休暇化を検討する

目標2：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 令和6年4月～ 毎月の所定外労働時間を部門長へ開示、部門長は現状を把握し、必要に応じ業務の効率化、適正な人員配置を図ることにより所定外労働時間を削減、平準化する。

以上